

基勞補発 0621 第 1 号
平成 23 年 6 月 21 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(公 印 省 略)

石綿による健康被害の救済制度に関する周知等の取組
(事前調査の実施) について

標記については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下「石綿救済法」という。)が平成 18 年 3 月に施行されて以降、被災労働者及びその遺族に対する周知を実施してきたところであるが、石綿救済法第 59 条第 5 項に定める特別遺族給付金の請求期限が平成 24 年 3 月に迫っていること等を踏まえ、中皮腫死亡者を把握するとともに、当該死亡者の遺族等に対して、石綿救済法に基づく特別遺族給付金等の周知を行うことを検討しているため、下記に留意の上、本取組の円滑な実施について遺漏のないようにお願いします。

なお、本件については、法務省と協議済みであるので念のため申し添える。

記

1 事前調査の実施

- (1) 各法務局等での死亡届の保管状況等を正確に把握するため、別紙事前調査票に基づき、保管状況等の調査を実施すること。
- (2) その際、法務局及び地方法務局に連絡すること。
- (3) 照会先である法務局及び地方法務局の一覧表を別添 1 のとおり添付するので、参考とすること。

2 取組実施に係る留意事項

- (1) 取組実施に係る体制整備について

死亡届の枚数（推計）や保管先の法務局等の箇所数、保管枚数、訪問回数等を踏まえ、別添2のとおり、各局に調査員や事務補助員を配置することとし、必要となる予算措置を行うが、上記1の事前調査結果及び各局における調査の実施状況等を踏まえて、調査員の配置数等の見直しを検討することとしているので、各局で検討の上、配置数等の見直しが必要と判断する局にあっては、当課業務係あて協議すること。

また、各局においては、総務部等関係部署とも調整し、調査員等の確保や体制整備に係る検討を行うこと。

- (2) 法務局等に対する調査の実施に当たっては、上記の調査員・事務補助員の他に、労働局の職員（再任用職員及び労働基準監督署の職員を含む。）が帯同する必要があること。このため、他の業務に支障が出ないよう職員の役割分担等について検討を行うこと。
- (3) 法務局等における具体的な調査の実施方法については、別添3の「中皮腫死亡者の把握に係る調査実施要領（案）」に基づき行うこととしているので、円滑に実施できるよう配慮すること。

3 本省報告等

- (1) 上記1の事前調査の結果及び上記2（1）の配置数等の見直しについては、平成23年7月12日（火）までを目途に当課業務係あて報告すること。

また、別添3の調査実施要領（案）については、各局からの意見等を踏まえ、見直すこととしているので、意見等ある場合には、上記と併せて報告すること（様式任意）。

- (2) 岩手、宮城、福島労働局にあっては、今般発生した東日本大震災の影響等を踏まえ、当面、本通達に定める事前調査等を実施する必要はないこと。

また、依頼先の法務局等の事情等により、前記3局と同様、東日本大震災の影響により事前調査等を実施し得ないと判断される局にあっては、当課業務係に相談されたい。

- (3) その他、本取組の実施に係る疑義、問題等が生じた場合は、当課業務係まで照会すること。

(別紙)

死亡届に関する事前調査票

<p>1 各保管場所における調査対象期間における死亡届の大まかな文書量 別添一覧表のうち、自局管内の各庁ごとの死亡届の大まかな文書量はどのくらいでしょうか(分かる範囲で)</p>
<p>2 死亡届の管理方法 それぞれの保管場所において、どのように管理されていますか(庁舎内、倉庫等の別)</p>
<p>3 それぞれの保管場所における調査の作業スペースが確保ができるでしょうか またそのスペースはどの程度の広さでしょうか(〇人程度が入って作業できる等)</p>
<p>4 それぞれの保管場所ごとに、どの位の頻度で調査員を派遣できますか(週1回、月〇回程度等) また、派遣する調査員の人数はどのくらいの人数が適切ですか(作業スペース以外の事由により人数の制約があるか等)</p>
<p>5 調査実施に当たって、調査員等に対する注意事項、遵守すべき事項等がございますか</p>
<p>6 震災の影響等により、本調査の実施が困難な特段の事情があればご記載して下さい。</p>



死亡届に関する事前調査票(記載例)

1 各保管場所における調査対象期間における死亡届の大まかな文書量 別添一覧表のうち、自局管内の各庁ごとの死亡届の大まかな文書量はどのくらいでしょうか(分かる範囲で)																				
【記載例】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(法務局等名)</td> <td style="width: 30%;">(死亡届枚数)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇法務局(本局)</td> <td>〇〇枚</td> <td>(平成7年～17年総計)</td> </tr> <tr> <td>〇〇地方法務局(本局)</td> <td>〇〇枚</td> <td>(平成7年～17年総計)</td> </tr> <tr> <td>〇〇支局</td> <td>〇〇枚</td> <td>(平成7年～17年総計)</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			(法務局等名)	(死亡届枚数)		〇〇法務局(本局)	〇〇枚	(平成7年～17年総計)	〇〇地方法務局(本局)	〇〇枚	(平成7年～17年総計)	〇〇支局	〇〇枚	(平成7年～17年総計)	⋮					
(法務局等名)	(死亡届枚数)																			
〇〇法務局(本局)	〇〇枚	(平成7年～17年総計)																		
〇〇地方法務局(本局)	〇〇枚	(平成7年～17年総計)																		
〇〇支局	〇〇枚	(平成7年～17年総計)																		
⋮																				
2 死亡届の管理方法 それぞれの保管場所において、どのように管理されていますか(庁舎内、倉庫等の別)																				
【記載例】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(法務局等名)</td> <td style="width: 30%;">(保管場所)</td> <td style="width: 40%;">(保管状況)</td> </tr> <tr> <td>〇〇法務局(本局)</td> <td>庁舎内及び倉庫</td> <td>年別に冊子にして保存</td> </tr> <tr> <td>〇〇地方法務局(本局)</td> <td>庁舎内</td> <td>年別に冊子にして保存</td> </tr> <tr> <td>〇〇支局</td> <td>庁舎内</td> <td>年別に冊子にして保存</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			(法務局等名)	(保管場所)	(保管状況)	〇〇法務局(本局)	庁舎内及び倉庫	年別に冊子にして保存	〇〇地方法務局(本局)	庁舎内	年別に冊子にして保存	〇〇支局	庁舎内	年別に冊子にして保存	⋮					
(法務局等名)	(保管場所)	(保管状況)																		
〇〇法務局(本局)	庁舎内及び倉庫	年別に冊子にして保存																		
〇〇地方法務局(本局)	庁舎内	年別に冊子にして保存																		
〇〇支局	庁舎内	年別に冊子にして保存																		
⋮																				
3 それぞれの保管場所における調査の作業スペースが確保ができるでしょうか またそのスペースはどの程度の広さでしょうか(〇人程度が入って作業できる等)																				
【記載例】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(法務局等名)</td> <td style="width: 30%;">(作業スペース)</td> <td style="width: 40%;">(何人程度で作業ができるか)</td> </tr> <tr> <td>〇〇法務局(本局)</td> <td>会議室</td> <td>20人程度</td> </tr> <tr> <td>〇〇地方法務局(本局)</td> <td>打ち合わせスペース等</td> <td>10人程度</td> </tr> <tr> <td>〇〇支局</td> <td>倉庫内にあり会議室等の確保困難</td> <td>倉庫内での作業に限る(5名程度)</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			(法務局等名)	(作業スペース)	(何人程度で作業ができるか)	〇〇法務局(本局)	会議室	20人程度	〇〇地方法務局(本局)	打ち合わせスペース等	10人程度	〇〇支局	倉庫内にあり会議室等の確保困難	倉庫内での作業に限る(5名程度)	⋮					
(法務局等名)	(作業スペース)	(何人程度で作業ができるか)																		
〇〇法務局(本局)	会議室	20人程度																		
〇〇地方法務局(本局)	打ち合わせスペース等	10人程度																		
〇〇支局	倉庫内にあり会議室等の確保困難	倉庫内での作業に限る(5名程度)																		
⋮																				
4 それぞれの保管場所ごとに、どの位の頻度で調査員を派遣できますか(週1回、月〇回程度等) また、派遣する調査員の人数はどのくらいの人数が適切ですか(作業スペース以外の事由により人数の制約があるか)																				
【記載例】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(法務局等名)</td> <td style="width: 30%;">(派遣頻度)</td> <td style="width: 40%;">(作業スペース以外の要因の制限)</td> </tr> <tr> <td>〇〇法務局(本局)</td> <td>週2回程度が限度</td> <td>※該当する場合のみ記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ただし〇月は全日会議室の確保が可能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇地方法務局(本局)</td> <td>月4回程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇支局</td> <td>月1回程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			(法務局等名)	(派遣頻度)	(作業スペース以外の要因の制限)	〇〇法務局(本局)	週2回程度が限度	※該当する場合のみ記載		ただし〇月は全日会議室の確保が可能		〇〇地方法務局(本局)	月4回程度		〇〇支局	月1回程度		⋮		
(法務局等名)	(派遣頻度)	(作業スペース以外の要因の制限)																		
〇〇法務局(本局)	週2回程度が限度	※該当する場合のみ記載																		
	ただし〇月は全日会議室の確保が可能																			
〇〇地方法務局(本局)	月4回程度																			
〇〇支局	月1回程度																			
⋮																				
5 調査実施に当たって、調査員等に対する注意事項、遵守すべき事項等がございますか																				
【記載例】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(法務局等名)</td> <td style="width: 70%;">(注意事項、遵守事項)</td> </tr> <tr> <td>〇〇法務局(本局)</td> <td>調査員の会議室内の飲食不可</td> </tr> <tr> <td>〇〇地方法務局(本局)</td> <td>入所、退所時の遵守事項(入館証の交付や携帯等の持ち込み制限)</td> </tr> <tr> <td>〇〇支局</td> <td>休憩時間等の庁舎内の移動制限等</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td></td> </tr> </table>			(法務局等名)	(注意事項、遵守事項)	〇〇法務局(本局)	調査員の会議室内の飲食不可	〇〇地方法務局(本局)	入所、退所時の遵守事項(入館証の交付や携帯等の持ち込み制限)	〇〇支局	休憩時間等の庁舎内の移動制限等	⋮									
(法務局等名)	(注意事項、遵守事項)																			
〇〇法務局(本局)	調査員の会議室内の飲食不可																			
〇〇地方法務局(本局)	入所、退所時の遵守事項(入館証の交付や携帯等の持ち込み制限)																			
〇〇支局	休憩時間等の庁舎内の移動制限等																			
⋮																				
6 震災の影響等により、本調査の実施が困難な特段の事情があればご記載して下さい。																				
【記載例】 (法務局等ごとに、業務の都合等により、職員の対応が困難などの特段の事由があれば記載してください。また、業務の都合について具体的に記入して下さい。)																				



法務局・地方法務局一覧

労働局名	法務局名	地方法務局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号	案内図
北海道	札幌法務局		札幌市全区、石狩市、北広島市、江別市、 恵庭市、千歳市、岩見沢市、三笠市、 美瑛市、夕張市、滝川市、砂川市、 歌志内市、芦別市、赤平市、 苫小牧市、小樽市、 石狩郡(当別町、新篠津村)、 樺戸郡(月形町、新十津川町、浦臼町)、 夕張郡(長沼町、由仁町、栗山町)、 空知郡(南幌町、奈井江町、上砂川町)、 雨竜郡(雨竜町)、 白老郡(白老町)、 勇払郡(厚真町、安平町、むかわ町)、 浦河郡(浦河町)、 樺似郡(樺似町)、 樺泉郡(えりも町)、 新冠郡(新冠町)、 沙流郡(早取町、日高町)、 日高郡(新ひだか町)、 余市郡(余市町、仁木町、赤井川村)、 古平郡(古平町)、穂丹郡(穂丹町)、 虻田郡(倶知安町、京極町、二七〇町、 留寿都村、真狩村、喜茂別町)、 羅谷郡(羅谷町)、 岩内郡(岩内町、共和町)、 古宇郡(泊村、神恵内村)	札幌市北区北8条西2 丁目1番1 (札幌第1合同庁舎1階 2階)	〒060-0808	011-709-2311(代表)	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/sapporo/table/shikyokutou/all/honkyoku.html
		函館地方法務局	函館市、北斗市、松前郡(松前町、福島町)、上磯郡(知内町、木古内町)、亀田郡(七飯町)、茅部郡の内(鹿部町)	函館市新川町25番18号 (函館地方合同庁舎)	〒040-8533	(0138)23-7511	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/hakodate/table/shikyokutou/all/honkyoku1.html
		旭川地方法務局	旭川市、深川市、富良野市 上川郡鷹栖町、真狩郡、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町 空知郡上富良野町、中富良野町、南富良野町 勇払郡占冠村 雨竜郡妹背牛町、扶父別町、樺加内町、沼田町、北竜	旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎	078-8502	0166-38-1111	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/asahikawa/table/shikyokutou/all/honkyoku.html
		釧路地方法務局	釧路市 釧路郡釧路町 白糠郡白糠町 阿寒郡釧路村 川上郡弟子屈町、標茶町 厚岸郡厚岸町、浜中町	釧路市幸町10丁目3 (釧路合同庁舎)	〒085-8522	0154(31)5000	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/kushiro/table/shikyokutou/all/honkyoku.html
青森	青森地方法務局	青森市 東津軽郡(外ヶ浜町、蓬田村、今別町、平内町)	青森市長島1丁目3番5号 青森第二合同庁舎	〒030-8511	017-776-6231	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/aomori/table/shikyokutou/all/honkyoku.html	
岩手	盛岡地方法務局	盛岡市 八幡平市 岩手郡雫石町、滝沢村、岩手町、萬巻町 紫波郡紫波町、矢巾町	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	〒020-0023	019(624)1141	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/morioka/table/shikyokutou/all/honkyoku.html	
宮城	仙台法務局	仙台市、黒川郡大和町、大郷町、富谷町、大街村	仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎	〒980-8601	022(225)5611	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/sendai/table/shikyokutou/all/sendai.html	
秋田	秋田地方法務局	秋田市、男鹿市、湯上市 南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町 大潟村	秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎	〒010-0951	018(862)6531	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/akita/table/shikyokutou/all/honkyoku.html	
山形	山形地方法務局	山形市 上市市 天童市 東村山郡(山辺町、中山町)	山形市緑町1丁目5番4B号 (山形地方合同庁舎)	〒990-0041	023(625)1321	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/yamagata/table/shikyokutou/all/honkyoku.html	
福島	福島地方法務局	福島市 伊達市 伊達郡桑折町、国見町、川俣町	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	〒960-8021	024(534)1111	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/fukushima/table/shikyokutou/all/honkyoku.daihyou.html	
茨城	水戸地方法務局	水戸市、那珂市、 ひたちなか市、 笠間市、 東茨城郡茨城町、城里町、大洗町、 那珂郡東海村	水戸市北見町1番1号 (水戸地方法務合同庁舎)	〒310-0061	029-227-9911	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/mioto/table/shikyokutou/all/honkyoku.html	
栃木	宇都宮地方法務局	宇都宮市 さくら市 鹿沼市 河内郡(上三川町) 塩谷郡(高根沢町)	宇都宮市小幡2-1-11	〒320-8515	028(623)6333	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/utsunomiya/table/shikyokutou/all/honkyoku.html	
群馬	前橋地方法務局	前橋市	前橋市大手町2丁目10-5	〒371-8535	027(221)4466	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/maebashi/table/shikyokutou/all/honkyoku.html	
埼玉	さいたま地方法務局	さいたま市	さいたま市中央区下落合5丁目12番1号(さいたま第2法務総合庁舎)	〒338-8513	048(851)1000	http://houmukyo.ku.moi.go.jp/saitama/table/shikyokutou/all/honkyoku.html	

労働局名	法務局名	地方法務局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号	案内図
千葉		千葉地方法務局	千葉市内 中央区 稲毛区 美浜区 花見川区 習志野市	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	〒260-8518	043-302-1311	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/chiba/table/shikyokutu/all/honkyoku.html
東京	東京法務局		千代田区 中央区 文京区 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 八丈支庁の管轄区域(八丈町及び青ヶ島村を除く)	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	〒102-8225	03(5213)1234	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/tokyo/table/shikyokutu/all/honkyokutouki.html
神奈川		横浜地方法務局	横浜市中区・西区・南区	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎(旧生糸検査所)内	〒231-8411	045(641)7461	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/yokohama/table/shikyokutu/all/honkyoku.html
新潟		新潟地方法務局	新潟市 東区・中央区・江南区・西区・西蒲区・北区のうち新発田支庁の管轄(旧粟米市)を除く地域	新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟地方法務総合庁舎	〒951-8504	025-222-1561	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/niigata/table/shikyokutu/all/honkyoku.html
富山		富山地方法務局	富山市 中新川郡	南魚沼市美佐島61番地9	〒949-6641	076(441)0550	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/toyama/table/shikyokutu/all/honkyoku.html
石川		金沢地方法務局	金沢市内の <あ> 青草町、相合谷町、咲町、旭町、旭町1~3丁目、油草、天池町、有松1~5丁目、穴水五番丁、穴水町三番丁、穴水町一番丁 <い> 池田町1~4番丁、池田町立丁、石引1~4丁目、泉1~3丁目、泉が丘1~2丁目、泉野出町、泉野出町1~4丁目、泉野町、泉野町1~6丁目、泉本町、泉本町1~7丁目、糸田1~2丁目、糸田新町、糸田町、茨木町、入江1~3丁目、入江町、岩根町、石屋小路 <う> 上野本町、鯛町、裏五十人町 <え> 永安町、枝町、円光寺1~3丁目、円光寺本町、円光寺町 <お> 鷹町、大桑1~3丁目、大桑新町、大桑町、大手町、大額1~3丁目、大額町、大平沢町、桶町、押野1~3丁目、押野町、鷺原町、小原町、尾山町、尾張町1~2丁目 <か> 柿木島、笠市町、笠舞1~3丁目、笠舞本町1~2丁目、笠舞町、櫻見町、主計町、片町1~2丁目、上流屋1~8丁目、上近江町、上柿木島、上辰巳町、上境町、川岸町、神田1~2丁目、神田町、上原町、鍛冶町、勝尾町、上流屋町、上有松町、上今町、上新町 <き> 菊川1~2丁目、菊水町、木倉町、木の新保4・5・7番丁、木ノ新保町、清川町、清瀬町	石川県金沢市新神田4丁目3番10号	〒921-8505	(076)292-7810	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/kanaizawa/table/shikyokutu/all/honkyokutouki.html
福井		福井地方法務局	福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 吉田郡/永平寺町	福井市春山1丁目1番54号 (福井春山合同庁舎)	〒910-8504	0776(22)5090	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/fukui/table/shikyokutu/all/honkyokutouki.html
山梨		甲府地方法務局	甲府市(旧甲府市、中道町、上九一色村[古閑、孫]) 甲斐市(旧笹王町、敷島町、双葉町) 中央市(旧田舎町、玉穂町、豊富村) 中巨摩郡昭和町 南アルプス市(旧八田村、芦安村、櫛形町、白根町、若草町、甲西町) 笛吹市(旧石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、芦川村、春日居町)	甲府市北口1丁目2番19号(甲府地方合同庁舎)	〒400-8520	055-252-7151	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/kofu/table/shikyokutu/all/honkyoku.html
長野		長野地方法務局	長野市、須坂市、千曲市 上水内郡小川村、信濃町、飯綱町 (鬼無里村、戸隠村、豊野町、中条村、信州新町は、長野市に合併) (幸礼村、三水村は、飯綱町へ合併) 上高井郡小布施町、高山村 (更級郡大岡村は、長野市に合併)	長野市旭町1108番地	〒380-0846	026(235)6611(代表)	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/nagano/table/shikyokutu/all/honkyoku.html
岐阜		岐阜地方法務局	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡(岐南町、笠松町) 本巣郡(北方町)	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎内	〒500-8729	(058)245-3181	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/gifu/table/shikyokutu/all/honkyoku.html
静岡		静岡地方法務局	静岡市葵区、駿河区	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	〒420-8650	054(254)3555	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/shizuoka/table/shikyokutu/all/0800.html

労働局名	法務局名	地方法務局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号	案内図
愛知	名古屋法務局		名古屋市の内 中区、東区、北区、中村区、西区、千種区、昭和区 西春日井郡豊山町 清須市、北名古屋	名古屋市中区三の丸2 -2-1(名古屋合同庁 舎第1号館)	〒460-8513	052(952)8111	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/nago/ya/table/shikvokutou/all/honkvoku.html
三重		津地方法務局	津市、亀山市	津市丸之内26-6(津合同庁舎)	〒514-8503	059(228)4191(代表)	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/tsu/table/shikvokutou/all/honkvokudai
滋賀		大津地方法務局	大津市	滋賀県大津市御陵町3番6号	〒520-8516	077-522-4871	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/otsu/table/shikvokutou/all/honkvokutou
京都		京都地方法務局	京都市上京区、中京区、下京区、東山区、山科区、左京区、北区	京都市上京区荒神口 通河原町東入上生洲 町197	〒602-8577	075(231)0131(代表)	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/kyoto/table/shikvokutou/all/honkvokutou
大阪	大阪法務局		大阪市の内 中央区、旭区、城東区、鶴見区、浪速区、西成区	大阪市中央区谷町2丁 目1番17号 大阪第2法務合同庁舎	〒540-8544	06-6942-9459	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/osaka/table/shikvokutou/all/osaka_lab
兵庫		神戸地方法務局	神戸市の内(中央区、兵庫区、灘区)	神戸市中央区波止場 町1番1号 神戸第二地方合同庁 舎	〒650-0042	078(392)1821	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/kobe/table/shikvokutou/all/honkvokutou
奈良		奈良地方法務局	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡山添村、 生駒郡(斑鳩町、平群町、三郷町、安堵町)	奈良市高畑町552	〒630-8301	0742-23-5534	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/nara/table/shikvokutou/all/honkvokutou
和歌山		和歌山地方法務局	和歌山市 海南市 海草郡(紀美野町)	和歌山市二番丁2番地 (和歌山地方合同庁 舎)	〒640-8552	073(422)5131	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/wakayama/table/shikvokutou/all/honkvokutou.html
鳥取		鳥取地方法務局	鳥取市、 岩美郡岩美町、 八頭郡八頭町、若桜町、智頭町	鳥取市東町2丁目302番地	〒680-0011	(0857)22-2191	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/tottori/table/shikvokutou/all/honkvokutou
島根		松江地方法務局	松江市 安来市 八束郡 東出雲町	島根県松江市母衣町 50番地 松江法務合同庁舎	〒690-0886	0852-32-4200	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/matsue/table/shikvokutou/all/honkvokutou.html
岡山		岡山地方法務局	不動産登記管轄一覧(本局)参照 http://houmukyo.ku.mai.go.jp/okayama/frame.html	岡山市北区南方1丁目 3-58	〒700-8616	代表(086)224-5656	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/okayama/table/shikvokutou/all/honkvokutou01.html
広島	広島法務局		広島市の内、中区、東区、南区、西区、安佐南区	広島市中区上八丁堀 6-30	〒730-8536	082-228-5201(代表)	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/hiroshima/table/shikvokutou/all/honkvokutou.html
山口		山口地方法務局	山口市 (旧吉敷郡小郡町、秋穂町、阿知須町、佐波郡徳地町、 阿武郡阿東町を含む) 防府市	山口市中河原町6-16 (山口地方合同庁舎2 号館)	〒753-8577	083(922)2295	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/yamaguchi/table/shikvokutou/all/honkvokutou.html
徳島		徳島地方法務局	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡勝浦町、上勝町 名東郡佐那河内村 名西郡石井町、神山町 板野郡松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町	徳島県徳島市徳島町 城内6番地6 徳島地方合同庁舎	〒770-8512	088-622-4171	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/tekushima/table/shikvokutou/all/honkvokutouki.html
香川	高松法務局		高松市 小豆郡(土庄町、小豆島町) 木田郡(三木町) 香川県(直島町) 綾歌郡の内、綾川町	高松市丸の内1番1号 (高松法務合同庁舎)	〒760-8508	(087)821-6191	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/takamatsu/table/shikvokutou/all/honkvokutou.html
松山		松山地方法務局	松山市(延部出張所の管轄に属する地域を除く) 伊予市 伊予郡の内 松前町	松山市宮田町188番地 6(松山地方合同庁舎)	〒790-8505	089(932)0888	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/matsuyama/table/shikvokutou/all/matsuyama.html
高知		高知地方法務局	高知市	高知市栄田町二丁目2 番10号 高知よさこい咲都合同 庁舎	〒780-8509	(088)822-3331(代表)	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/kochi/table/shikvokutou/all/honkvokutou.html
福岡	福岡法務局		福岡市博多区、中央区、南区 筑紫郡那珂川町	福岡市中央区舞鶴3-9-15	〒810-8513	代表 092(721)4570	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/fukuoka/table/shikvokutou/all/honkvokutou.html
佐賀		佐賀地方法務局	佐賀市 多久市 小城市 神埼市	佐賀市内2丁目10 番20号(佐賀合同庁舎 内)	〒840-0041	(0952)26-2148~ 50	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/saga/table/shikvokutou/all/honkvokutou.html
長崎		長崎地方法務局	長崎市、西彼杵郡(時津町、長与町)	長崎市万才町8番16 号	〒850-8507	(095)826-8127	http://houmukyo.ku.mai.go.jp/nagasaki/table/shikvokutou/all/honkvokutou.html

労働局名	法務局名	地方法務局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号	案内図
熊本		熊本地方法務局	熊本市, 上益城郡(益城町, 御船町, 嘉島町, 甲佐町, 山都町)	熊本市大江3丁目1-53 熊本第二合同庁舎	〒862-0971	〒862-0971	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/kumamoto/table/shikyokutou/all/honkyokutouki.html
大分		大分地方法務局	大分市(鶴崎出張所の管轄に属する地域を除く) 由布市	大分市荷揚町7番5号 大分法務総合庁舎	〒870-8513	(097)532-3161	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/oita/table/shikyokutou/all/honkyokutouki.html
宮崎		宮崎地方法務局	宮崎市 東諸県郡(国富町, 綾町)	宮崎市別府町1番1号 (宮崎法務総合庁舎)	〒880-8513	(0985)22-5124	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/miyazaki/table/shikyokutou/all/honkyokutouki.html
鹿児島		鹿児島地方法務局	鹿児島市, 指宿市, 日置市 鹿児島郡(三島村, 十島村)	鹿児島市鴨池新町1番2号	〒890-8518	(代表)(099)259-0680	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/kagoshima/table/shikyokutou/all/honkyokutouki.html
沖縄		沖縄地方法務局	那覇市, 糸満市, 豊見城市, 南城市 島尻郡 南風原町, 与那原町, 八重瀬町, 久米島町, 渡嘉敷村, 粟国村, 座間味村, 渡名喜村, 南大東村, 北大東村 中頭郡 西原町	那覇市樋川1-15-15 那覇地方法務局	〒900-8544	098(854)7950(代表)	http://houmukyo.ku.moj.go.jp/naha/table/shikyokutou/all/honkyokutouki.html

調査員の配置等について

法務局名	地方法務局名	支局名	届出数	保管数(推定)	局名	訪問回数		調査員数		事務補助員	庁費計	旅費計	
						法務局等別	計	法務局別配置数	延べ派遣数				
東京法務局			1,383,869	1,279,169	東京	51	57	15	765	596,700	6,784,200	163,404	182,628
	西多摩支局		16,052	2		5		10	6,408				
	八王子支局		61,621	2		15		30	6,408				
	府中支局		27,027	2		10		20	6,408				
横浜地方法務局			687,826	372,429	神奈川	15	30	15	225	596,700	3,776,700	48,060	96,120
	湘南支局		0	1		10		10	3,204				
	川崎支局		0	6		15		90	19,224				
	横須賀支局		0	2		15		30	6,408				
	小田原支局		0	2		7		14	6,408				
	厚木支局		0	1		10		10	3,204				
	相模原支局		0	3		15		45	9,612				
さいたま地方法務局			520,917	236,817	埼玉	9	26	15	135	397,800	2,902,800	28,836	83,304
	川越支局		0	3		15		45	9,612				
	熊谷支局		0	2		15		30	6,408				
	秩父支局		0	2		5		10	6,408				
	所沢支局		0	3		15		45	9,612				
	東松山支局		0	2		7		14	6,408				
	越谷支局		0	3		15		45	9,612				
	久喜支局		0	2		5		10	6,408				
千葉地方法務局			494,312	142,589	千葉	6	27	15	90	397,800	2,715,300	19,224	86,508
	佐倉支局		0	1		3		3	3,204				
	茂原支局		0	2		5		10	6,408				
	松戸支局		0	3		15		45	9,612				
	柏支局		0	2		15		30	6,408				
	木更津支局		0	2		7		14	6,408				
	館山支局		0	2		3		6	6,408				
	匝瑳支局		0	1		3		3	3,204				
	香取支局		0	1		3		3	3,204				
	船橋支局		0	4		15		60	12,816				
	市川支局		0	3		15		45	9,612				
水戸地方法務局			302,870	95,028		茨城		4	16			15	
	日立支局		0	3	15		45	9,612					
	常陸太田支局		0	2	7		14	6,408					
	土浦支局		0	2	15		30	6,408					
	龍ヶ崎支局		0	2	10		20	6,408					
	鹿嶋支局		0	1	10		10	3,204					
	下妻支局		0	2	5		10	6,408					

法務局名	地方法務局名	支局名	届出数	保管数(推定)	局名	訪問回数		調査員数		事務補助員	庁費計	旅費計	
						法務局等別	計	法務局別配置数	延べ派遣数				
	宇都宮地方法務局		210,373	107,857	栃木	4	15	15	60	397,800	1,425,300	12,816	48,060
	日光支局	0	3,860	1		3		3	3,204				
	真岡支局	0	15,639	2		5		10	6,408				
	大田原支局	0	18,623	2		7		14	6,408				
	烏山支局	0	7,341	2		3		6	6,408				
	栃木支局	0	19,405	2		7		14	6,408				
	足利支局	0	37,649	2		15		30	6,408				
	前橋地方法務局		216,937	56,316	群馬	2	15	15	30	397,800	1,395,300	6,408	48,060
	高崎支局	0	43,326	2		15		30	6,408				
	桐生支局	0	22,633	2		7		14	6,408				
	伊勢崎支局	0	35,786	1		15		15	3,204				
	太田支局	0	37,705	2		15		30	6,408				
	沼田支局	0	9,400	2		3		6	6,408				
	富岡支局	0	8,668	2		3		6	6,408				
	中之条支局	0	3,103	2		1		2	6,408				
	静岡地方法務局		367,801	118,424	静岡	5	18	15	75	397,800	2,062,800	16,020	57,672
	沼津支局	0	35,145	1		15		15	3,204				
	富士支局	0	39,956	2		15		30	6,408				
	下田支局	0	4,487	1		3		3	3,204				
	浜松支局	0	135,852	5		15		75	16,020				
	掛川支局	0	19,914	2		7		14	6,408				
	袋井支局	0	14,022	2		5		10	6,408				
	甲府地方法務局		107,001	90,597	山梨	4	7	15	60	397,800	930,300	12,816	22,428
	諏沢支局	0	2,003	1		1		1	3,204				
	大月支局	0	14,402	2		5		10	6,408				
	長野地方法務局		268,843	90,646	長野	4	18	15	60	397,800	1,665,300	12,816	57,672
	飯山支局	0	5,977	1		3		3	3,204				
	上田支局	0	29,619	2		10		20	6,408				
	佐久支局	0	24,059	1		10		10	3,204				
	松本支局	0	54,512	2		15		30	6,408				
	木曾支局	0	3,074	1		3		3	3,204				
	大町支局	0	7,136	1		3		3	3,204				
	諏訪支局	0	12,750	2		5		10	6,408				
	飯田支局	0	26,013	2		10		20	6,408				
	伊那支局	0	15,056	2		5		10	6,408				

法務局名	地方法務局名	支局名	届出数	保管数(推定)	局名	訪問回数		調査員数		事務補助員	庁費計	旅費計	
						法務局等別	計	法務局別配置数	延べ派遣数				
	新潟地方法務局		293,589	124,992	新潟	5	19	15	75	397,800	1,680,300	16,020	60,876
	長岡支局	0	37,625	2		15		30	6,408				
	三条支局	0	16,676	1		7		7	3,204				
	柏崎支局	0	15,068	2		5		10	6,408				
	新発田支局	0	16,658	1		7		7	3,204				
	新潟支局	0	5,935	1		3		3	3,204				
	十日町支局	0	9,880	1		5		5	3,204				
	村上支局	0	4,885	1		3		3	3,204				
	糸魚川支局	0	7,935	2		3		6	6,408				
	上越支局	0	33,126	1		15		15	3,204				
	佐渡支局	0	10,728	1		5		5	3,204				
	南魚沼支局	0	10,082	1		5		5	3,204				
大阪法務局			929,362	525,139	大阪	21	39	15	315	596,700	4,909,200	67,284	124,956
	北大阪支局	0	70,693	3		15		45	9,612				
	東大阪支局	0	102,642	4		15		60	12,816				
	堺支局	0	165,996	7		15		105	22,428				
	富田林支局	0	24,738	2		10		20	6,408				
	岸和田支局	0	40,152	2		15		30	6,408				
	京都地方法務局		308,484	236,305	京都	9	18	15	135	397,800	1,747,800	28,836	57,672
	宇治支局	0	30,378	2		10		20	6,408				
	園部支局	0	2,734	2		1		2	6,408				
	宮津支局	0	3,447	1		3		3	3,204				
	京丹後支局	0	10,050	1		5		5	3,204				
	舞鶴支局	0	14,698	2		5		10	6,408				
	福知山支局	0	10,873	1		5		5	3,204				
	神戸地方法務局		628,262	240,350	兵庫	10	33	15	150	596,700	3,559,200	32,040	105,732
	西宮支局	0	73,321	3		15		45	9,612				
	伊丹支局	0	30,292	2		10		20	6,408				
	尼崎支局	0	72,897	3		15		45	9,612				
	明石支局	0	45,856	2		15		30	6,408				
	柏原支局	0	11,157	1		5		5	3,204				
	姫路支局	0	75,995	3		15		45	9,612				
	加古川支局	0	42,086	2		15		30	6,408				
	社支局	0	3,267	2		1		2	6,408				
	龍野支局	0	12,851	2		5		10	6,408				
	豊岡支局	0	14,056	2		5		10	6,408				
	洲本支局	0	6,134	1		3		3	3,204				

法務局名	地方法務局名	支局名	届出数	保管数(推定)	局名	訪問回数		調査員数		事務補助員	庁費計	旅費計	
						法務局等別	計	法務局別配置数	延べ派遣数				
奈良地方法務局	奈良地方法務局		146,032	107,322	奈良	4	8	15	60	397,800	1,027,800	12,816	25,632
		葛城支局	0	10,145		1		5	5			3,204	
		桜井支局	0	17,727		2		7	14			6,408	
		五條支局	0	10,838		1		5	5			3,204	
大津地方法務局	大津地方法務局		131,117	69,696	滋賀	3	9	15	45	397,800	1,065,300	9,612	28,836
		甲賀支局	0	21,683		2		7	14			6,408	
		彦根支局	0	25,362		2		10	20			6,408	
		長浜支局	0	14,376		2		5	10			6,408	
和歌山地方法務局	和歌山地方法務局		149,247	97,852	和歌山	4	11	15	60	397,800	1,095,300	12,816	35,244
		橋本支局	0	14,050		2		5	10			6,408	
		田辺支局	0	21,493		2		7	14			6,408	
		御坊支局	0	7,048		1		3	3			3,204	
		新宮支局	0	8,803		2		3	6			6,408	
名古屋法務局		620,515	305,311	愛知	12	31	15	180	596,700	3,394,200	38,448	99,324	
津地方法務局	津地方法務局	春日井支局	0		40,772		2	15			30		6,408
		津島支局	0		9,035		2	3			6		6,408
		一宮支局	0		51,231		2	15			30		6,408
		半田支局	0		15,967		2	5			10		6,408
		西崎支局	0		48,890		2	15			30		6,408
		刈谷支局	0		19,591		2	7			14		6,408
		豊田支局	0		56,807		2	15			30		6,408
		西尾支局	0		14,379		2	5			10		6,408
		豊橋支局	0		51,340		2	15			30		6,408
		新城支局	0		7,192		1	3			3		3,204
		岐阜地方法務局	岐阜地方法務局				213,224	35,399			三重		1
桑名支局	0			29,780	2	10	20	6,408					
四日市支局	0			65,115	3	15	45	9,612					
伊賀支局	0			21,564	2	7	14	6,408					
松阪支局	0			36,211	1	15	15	3,204					
伊勢支局	0			20,954	2	7	14	6,408					
熊野支局	0			4,202	1	3	3	3,204					
岐阜地方法務局	岐阜地方法務局		218,327	93,414	岐阜	4	12	15	60	397,800	1,320,300	12,816	38,448
		八幡支局	0	11,094		1		5	5			3,204	
		大垣支局	0	35,277		1		15	15			3,204	
		美濃加茂支局	0	12,177		1		5	5			3,204	
		多治見支局	0	24,250		1		10	10			3,204	
		中津川支局	0	19,639		2		7	14			6,408	
		高山支局	0	22,477		2		7	14			6,408	

法務局名	地方法務局名	支局名	届出数	保管数(推定)	局名	訪問回数		調査員数		事務補助員	庁費計	旅費計	
						法務局等別	計	法務局別配置数	延べ派遣数				
	福井地方法務局		96,875	55,463	福井	2	7	15	30	397,800	825,300	6,408	22,428
	武生支局	0	19,294	2		7		14	6,408				
	敦賀支局	0	15,042	2		5		10	6,408				
	小浜支局	0	7,077	1		3		3	3,204				
	金沢地方法務局		133,319	93,119	石川	4	9	15	60	397,800	1,050,300	12,816	28,836
	小松支局	0	22,344	2		7		14	6,408				
	七尾支局	0	12,673	2		5		10	6,408				
	輪島支局	0	5,182	1		3		3	3,204				
	富山地方法務局		131,263	80,757	富山	3	9	15	45	397,800	975,300	9,612	28,836
	魚津支局	0	8,882	2		3		6	6,408				
	高岡支局	0	32,147	2		10		20	6,408				
	砺波支局	0	9,476	2		3		6	6,408				
広島法務局			353,158	179,653	広島	7	20	15	105	397,800	2,122,800	22,428	64,080
	廿日市支局	0	13,562	2		5		10	6,408				
	東広島支局	0	28,702	2		10		20	6,408				
	呉支局	0	39,063	2		15		30	6,408				
	尾道支局	0	17,817	2		7		14	6,408				
	福山支局	0	65,131	3		15		45	9,612				
	三次支局	0	9,231	2		3		6	6,408				
	山口地方法務局		222,314	43,696	山口	2	11	15	30	397,800	1,447,800	6,408	35,244
	周南支局	0	34,739	1		15		15	3,204				
	萩支局	0	13,220	2		5		10	6,408				
	岩国支局	0	23,596	1		10		10	3,204				
	下関支局	0	66,268	3		15		45	9,612				
	宇部支局	0	40,796	2		15		30	6,408				
	岡山地方法務局		245,282	114,711	岡山	5	16	15	75	397,800	1,537,800	16,020	51,264
	備前支局	0	6,841	1		3		3	3,204				
	倉敷支局	0	79,797	3		15		45	9,612				
	笠岡支局	0	9,737	2		3		6	6,408				
	高梁支局	0	6,596	1		3		3	3,204				
	津山支局	0	18,797	2		7		14	6,408				
	真庭支局	0	8,803	2		3		6	6,408				
	鳥取地方法務局		82,328	41,119	鳥取	2	5	15	30	397,800	810,300	6,408	16,020
	倉吉支局	0	10,719	1		5		5	3,204				
	米子支局	0	30,489	2		10		20	6,408				

法務局名	地方法務局名	支局名	届出数	保管数(推定)	局名	訪問回数		調査員数		事務補助員	庁費計	旅費計	
						法務局等別	計	法務局別配置数	延べ派遣数				
	松江地方法務局		112,515	42,570	鳥根	2	10	15	30	397,800	952,800	6,408	32,040
	出雲支局	0	31,680	2		10		20	6,408				
	雲南支局	0	9,615	2		3		6	6,408				
	浜田支局	0	13,654	2		5		10	6,408				
	益田支局	0	11,339	1		5		5	3,204				
	西郷支局	0	3,660	1		3		3	3,204				
	福岡法務局		580,257	253,111	福岡	10	33	15	150	596,700	3,214,200	32,040	105,732
	筑紫支局	0	17,624	2		7		14	6,408				
	朝倉支局	0	7,528	2		3		6	6,408				
	紙環支局	0	14,336	2		5		10	6,408				
	久留米支局	0	55,351	2		15		30	6,408				
	直方支局	0	10,386	1		5		5	3,204				
	柳川支局	0	13,464	2		5		10	6,408				
	八女支局	0	7,036	1		3		3	3,204				
	北九州支局	0	179,459	7		15		105	22,428				
	行橋支局	0	12,657	2		5		10	6,408				
	田川支局	0	9,308	2		3		6	6,408				
	佐賀地方法務局		125,094	60,574	佐賀	2	6	15	30	397,800	937,800	6,408	19,224
	武雄支局	0	9,862	1		5		5	3,204				
	伊万里支局	0	17,031	1		7		7	3,204				
	唐津支局	0	37,627	2		15		30	6,408				
	長崎地方法務局		207,806	89,652	長崎	4	17	15	60	397,800	1,425,300	12,816	54,488
	諫早支局	0	29,169	2		10		20	6,408				
	島原支局	0	7,759	2		3		6	6,408				
	佐世保支局	0	50,231	2		15		30	6,408				
	平戸支局	0	7,774	2		3		6	6,408				
	五島支局	0	9,065	2		3		6	6,408				
	壱岐支局	0	6,362	1		3		3	3,204				
	対馬支局	0	7,793	2		3		6	6,408				
	大分地方法務局		165,825	88,587	大分	4	14	15	60	397,800	1,162,800	12,816	44,856
	杵築支局	0	6,432	1		3		3	3,204				
	臼杵支局	0	8,307	2		3		6	6,408				
	佐伯支局	0	15,386	1		5		5	3,204				
	竹田支局	0	5,084	1		3		3	3,204				
	中津支局	0	16,166	2		5		10	6,408				
	宇佐支局	0	11,652	1		5		5	3,204				
	日田支局	0	14,211	2		5		10	6,408				

法務局名	地方法務局名	支局名	届出数	保管数(推定)	局名	訪問回数		調査員数		事務補助員	庁費計	旅費計	
						法務局等別	計	法務局別配置数	延べ派遣数				
	熊本地方法務局		245,472	156,945	熊本	6	18	15	90	397,800	1,492,800	19,224	57,672
	阿蘇大津支局	0	6,946	1		3		3	3,204				
	宇土支局	0	8,912	2		3		6	6,408				
	玉名支局	0	10,627	1		5		5	3,204				
	山鹿支局	0	13,530	2		5		10	6,408				
	八代支局	0	32,084	2		10		20	6,408				
	人吉支局	0	8,809	2		3		6	6,408				
	天草支局	0	7,618	2		3		6	6,408				
	鹿児島地方法務局		275,065	183,899	鹿児島	7	15	15	105	397,800	1,635,300	22,428	48,060
	霧島支局	0	16,839	1		7		7	3,204				
	知覧支局	0	4,034	1		3		3	3,204				
	川内支局	0	31,150	2		10		20	6,408				
	座間支局	0	24,790	2		10		20	6,408				
	奄美支局	0	14,352	2		5		10	6,408				
	宮崎地方法務局		141,452	72,027	宮崎	3	8	15	45	397,800	1,072,800	9,612	25,632
	都城支局	0	30,904	2		10		20	6,408				
	延岡支局	0	28,250	2		10		20	6,408				
	日南支局	0	10,272	1		5		5	3,204				
	沖縄地方法務局		119,621	62,601	沖縄	3	9	15	45	397,800	1,005,300	9,612	28,836
	沖縄支局	0	25,330	2		10		20	6,408				
	名護支局	0	11,916	1		5		5	3,204				
	宮古島支局	0	10,720	1		5		5	3,204				
	石垣支局	0	9,054	2		3		6	6,408				
	福井地方法務局		232,390	107,293	福井	2	10						
	福井支局	0	8,205	2		2		6					
	若狭支局	0	7,263	3		15		45					
	白河支局	0	10,164	1		5		5					
	若狭支局	0	25,966	2		10		20					
	小浜支局	0	75,293	3		15		45					
	福井支局	0	75,293	3		15		45					

法務局名	地方法務局名	支局名	届出数	保管数(推定)	局名	訪問回数		調査員数		事務補助員	庁費計	旅費計	
						法務局等別	計	法務局別配置数	延べ派遣数				
	山形地方法務局		156,718	59,511	山形	2	9	15	30	397,800	1,020,300	6,408	28,836
	寒河江支局	0	10,141	1		5		5	3,204				
	新庄支局	0	9,465	1		5		5	3,204				
	米沢支局	0	21,659	2		7		14	6,408				
	鶴岡支局	0	33,097	1		15		15	3,204				
	酒田支局	0	22,845	2		7		14	6,408				
	秋田地方法務局		169,052	76,772	秋田	3	10	15	45	397,800	1,177,800	9,612	38,448
	能代支局	0	10,284	1		5		5	3,204				
	本荘支局	0	17,812	2		7		14	6,408				
	大館支局	0	16,410	1		7		7	3,204				
	横手支局	0	20,616	2		7		14	6,408				
	湯沢支局	0	10,997	1		5		5	3,204				
	大曲支局	0	18,567	2	7	14	6,408						
	青森地方法務局		173,310	58,426	青森	2	10	15	30	397,800	1,147,800	6,408	32,040
	むつ支局	0	12,014	1		5		5	3,204				
	五所川原支局	0	11,663	1		5		5	3,204				
	弘前支局	0	32,489	2		10		20	6,408				
	八戸支局	0	45,896	2		15		30	6,408				
	十和田支局	0	12,821	2		5		10	6,408				
札幌法務局			348,150	268,239		11	15	165				35,244	
	岩見沢支局	0	11,866		1	5	5	3,204					
	滝川支局	0	6,498		1	3	3	3,204					
	室蘭支局	0	14,029		2	5	10	6,408					
	苫小牧支局	0	24,638		2	10	20	6,408					
	日高支局	0	299		1	1	1	3,204					
	小樽支局	0	20,274		2	7	14	6,408					
	倶知安支局	0	2,307		1	1	1	3,204					

法務局名	地方法務局名	支局名	届出数	保管数(推定)	局名	訪問回数		調査員数		事務補助員	庁費計	旅費計	
						法務局等別	計	法務局別配置数	延べ派遣数				
	函館地方法務局		72,014	69,126	北海道	3	40	15	45	596,700	3,589,200	9,612	128,160
	江差支局	0	2,380	1		1		3,204					
	奔都支局	0	509	1		1		3,204					
	旭川地方法務局		96,200	71,650		3		15	45			9,612	
	名寄支局	0	5,367	1		3		3	3,204				
	留萌支局	0	5,414	1		3		3	3,204				
	紋別支局	0	5,375	1		3		3	3,204				
	稚内支局	0	8,394	2		3		6	6,408				
	釧路地方法務局		107,031	39,326		2		15	30			6,408	
	帯広支局	0	36,957	2		15		30	6,408				
	北見支局	0	23,987	1		10		10	3,204				
	根室支局	0	6,760	1		3		3	3,204				
高松法務局			135,836	93,278		4		15	60			12,816	
	丸亀支局	0	30,389	香川		1		6	10			10	
	観音寺支局	0	12,170		1	5	5		3,204				
	徳島地方法務局		116,746	87,508	徳島	4	6	15	60	397,800	937,800	12,816	19,224
	阿南支局	0	17,945	1		7		7	3,204				
	美馬支局	0	11,293	1		5		5	3,204				
	高知地方法務局		128,239	92,443	高知	4	10	15	60	397,800	997,800	12,816	32,040
	いの支局	0	7,503	2		3		6	6,408				
	香美支局	0	4,923	1		3		3	3,204				
	須崎支局	0	7,218	1		3		3	3,204				
	安芸支局	0	5,641	1		3		3	3,204				
	四万十支局	0	10,511	1		5		5	3,204				
	松山地方法務局		211,251	105,064		松山		4	11			15	
	大洲支局	0	10,362	1	5		5	3,204					
	西条支局	0	23,131	1	10		10	3,204					
	四国中央支局	0	18,945	2	7		14	6,408					
	今治支局	0	35,498	1	15		15	3,204					
	宇和島支局	0	18,250	2	7		14	6,408					
			13,800,595			772	2,747	8,467	18,895,500	79,398,000	2,345,328	2,345,328	



中皮腫死亡者の把握に係る調査実施要領(案)

1 趣旨・目的

(1) 石綿救済法の趣旨

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下、「石綿救済法」という。)については、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として平成18年2月に制定され、死亡労働者等の遺族であって、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した者に対して特別遺族給付金を支給することが同法に規定された(昭和22年9月1日以降に指定疾病に罹患し、同法の施行の前日の5年前の日(平成13年3月26日)までに死亡した者を対象)。

その後、平成20年12月に、石綿救済法が改正され、特別遺族給付金について、同法が施行される日以前に死亡した者に支給対象が拡大されるとともに、請求期限が平成24年3月27日まで延長された。

このように、石綿により死亡された労働者等の遺族で労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した者に対して、迅速な救済を図る観点から、同法に基づく特別遺族給付金の支給対象としたものである。

(2) 石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況

石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況を見ると、平成18年度に1454件の請求があった後、平成19年度には113件、平成21年度には96件と著しく減少している。特に、人口動態統計における中皮腫による死亡者数と比較して、労災保険及び石綿救済法、船員保険に係る認定状況はその6割(54.6%)にも満たない現状となっており、特に当該統計を取り始めた平成7年がもっとも認定件数が少ない状況となっている。

(3) 他方で、平成18年2月にとりまとめられた「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方」報告書によれば、「ヘルシンキ国際会議のコンセンサスレポート(1997)では、大部分の中皮腫が石綿ばく露によるものであり、中皮腫症例の約8割は何らかの職業上の石綿ばく露によるものであるとしている。」とし、「中皮腫は、そのほとんどが石綿を原因とするものであり、中皮腫の診断の確からしさが確保されれば、当該中皮腫は石綿を原因とするものと考えて差し支えないと考え

る。」としている。にもかかわらず、上記（２）によれば、中皮腫死亡者について、必ずしも十分な救済が図られていない現状にある。

（４）石綿関連疾患に係る労災補償制度等の周知の実施

石綿救済法の施行以降、厚生労働省では、石綿関連疾患に係る労災補償制度等の周知を実施しているところであり、

- ・石綿ばく露作業による労災認定等事業場の一覧の公表（平成17年7月から継続実施中）
- ・石綿ばく露作業による労災認定等事業場に対し、離職した労働者等への労災請求を行うよう勧奨することを要請（上記公表にあわせて実施）
- ・労災指定医療機関その他関係機関への石綿関連疾患に係る労災認定基準や労災認定事例等を示したリーフレットの配布
- ・医療機関等への石綿に関する適切な診断・医療技術等の修得を目的とした石綿関連疾患診断技術研修の実施（平成18年4月から継続実施中）
- ・労災認定等事業場一覧や石綿関連疾患に係る労災認定基準の内容等を搭載したCD-ROMを医療機関等に配付（平成21年3月に実施）
- ・新聞広告等による労災保険制度等の周知・広報等

等の周知を行ってきたところであるが、上記（２）を踏まえれば、必ずしも十分な効果を上げていない状況にあると言える。

（５）石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求期限が迫っていること

また、石綿救済法に基づく特別遺族給付金については、同法第59条第5項により、請求期限が定められており、平成24年3月27日までに申請がなされなければ、同法に基づく救済を実施することはできなくなる。

また、同法附則第6条には、同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うことを規定しており、特別遺族給付金の決定状況等を踏まえれば、請求期限の延長や支給対象の拡大等が再度検討される可能性が高い状況となっている。

（６）これらを踏まえ、石綿救済法に基づく死亡労働者等に対する救済の徹底を図ることを目的として、各都道府県に設置されている法務局、地方法務局等に保管されている「死亡届」を活用し、中皮腫死亡者及びその遺族に関する情報を把握するとともに、当該遺族に対する労災補償制度等の周知を直接実施することとしたものであり、本取組を行うに当たって、中皮腫死亡者を的確に把握するための具体的な調査手法や留意事項等を示したものである。

2 死亡届の概要

(1) 死亡届について

死亡届は、戸籍法第86条及び第87条に基づき、同条に定める届出義務者が、死亡の事実を知った日から7日以内に死亡者の本籍地（死亡地や届出人現住所を管轄する市町村に届け出ることある）を管轄する市町村へ提出しなければならないとされている。また、市町村に届けられた死亡届は、戸籍法施行規則第48条に基づき1ヶ月ごとに、管轄の法務局等に送付することとされ、同条に基づき送付された死亡届は、市町村別及び年別に区分して27年間保管することとされている（戸籍法施行規則第49条）。したがって、死亡届の保管は、戸籍法施行規則第48条及び第49条により、本籍地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はこれらの支局で行っている。

また、死亡届の届出には添付書類として死亡診断書又は死体検案書を添付することとされているが、通常、死亡届と死亡診断書（死体を検案した医師が記入した場合は死体検案書）が一体となった届出様式（A3横）が使用されている。

(2) 死亡届の記載事項

届出を行う内容は、「届出日」、「届出先市区町村」、「死亡者の氏名、性別、生年月日」、「死亡年月日時分」、「死亡場所住所」、「死亡者の住民登録先住所とその世帯主名」、「死亡者の本籍とその筆頭者氏名」、「死亡者の婚姻状況」、「死亡した時の世帯の主な仕事と死亡者の職業や産業」、「届出人と死亡者の関係」、「届出人の現住所」、「届出人の本籍地とその筆頭者の氏名」、「届出人の氏名、生年月日、住所」を記載することとされており、具体的な記載例については、別紙1のとおりである。

3 調査の実施手法等

本調査は、法務局等に保管している死亡届を確認するため、都道府県労働局から調査に必要となる調査員を派遣し、死亡届に記載されている中皮腫死亡者、届出人等の情報を把握、収集することにより実施する。具体的な調査実施手法等は以下のとおりである。

(1) 調査実施期間

平成23年7月から平成23年12月末までの6ヶ月とする。

ただし、調査対象となる死亡届の保管状況等により、上記終了期間に到達する前に調査を完了した場合については、当該期間とする。

(2) 調査対象となる死亡届

法務局等に保管されている死亡届のうち、平成7年から平成17年までに届けられた死亡届を対象として、当該死亡届の死亡原因欄に中皮腫と記載されているか、中皮腫と記載された死亡届について届出人が死亡者の遺族か等の確認を行い、該当する死亡届を対象とした調査を実施する。具体的な確認事項は以下のとおりである。

- ① 別紙1「死亡届」の「死亡診断書」中、「死亡の原因」欄における「直接死因（直接死因の原因となった疾病も含む）」、「直接には死因に関係しないが、死亡原因となった傷病の経過に影響を及ぼした傷病名等」の欄に「中皮腫」と記載されているか。
- ② 上記①の場合で、「死亡届」の「届出人」欄に記載されている届出人の属性のうち「同居の親族」、「同居していない親族」、「同居人」に該当するか。

(3) 把握すべき情報

上記(2)の①及び②のいずれにも該当する死亡届を対象として、当該死亡届の「死亡原因」欄に中皮腫と記載された死亡届に係る死亡者氏名、住所、届出人の氏名、住所等の情報を収集することとし、具体的には以下の情報について収集を行う。

① 死亡届を管轄する法務局等名

② 死亡者情報

- ア 氏名（よみがな含む）
- イ 生年月日
- ウ 死亡日
- エ 死亡時の住所

③ 届出人情報

- ア 氏名
- イ 住所
- ウ 本籍
- エ 死亡者との関係（同居の親族、非同居の親族、同居者）

④ 死亡診断書情報

- ア 死亡の原因
 - (ア) 直接死因
 - (イ) 間接死因
 - (ウ) 直接死因に関係しないが、死亡原因となった傷病の経過に影響を及ぼした傷病名
- イ 死亡診断書を作成した医療機関及び医師名（上記④のアの(ウ)に中皮腫と

記載している場合に限り記載)

(4) 把握した情報の記録

① 記録媒体

別添1「中皮腫死亡者に係る調査票」に上記(3)の事項を記載する形で記録することを原則とする。

なお、調査実施の際、モバイルパソコンを持ち込むことにより、調査票様式の電子媒体に直接記録することも可とする。

② 調査対象となる死亡届については付箋を立てるとともに、当該調査日の最後に複数人による、死亡届に記載された事項と調査票に転記した記録に誤りがないか等の確認を行うこと。

(5) 把握するための体制の整備

① 調査員の確保

管内の法務局等における死亡届の保管枚数、保管状況を勘案の上、業務量に応じた調査員の確保等を行うこと。

なお、法務局等の受入可能な日程等を踏まえつつ、調査実施期間内に調査を完了することができるよう、必要な調査員を確保すること。

② 法務局等との調整

本調査を円滑に実施するため、本調査の日程、作業場所の確保、派遣する調査員の人数等について、法務局等と緊密な調整、連携を図ること。

なお、法務局等と日程等の調整等の事務補助を行うための、事務補助員に係る経費を各局に配賦することを予定しているので活用すること。

③ 職員の帯同

死亡届の記載事項の情報収集を行うに当たり、原則として、都道府県労働局の職員が最低1名調査員に帯同し、法務局等における調査を実施すること。

法務局等における調査日程や保管状況等により、労働局の職員が帯同できない等のやむを得ない事情がある場合には、労働基準監督署の職員を活用して調査を実施すること。

(6) 調査の進め方等について

① 調査計画の策定について

本調査を実施するに当たっては、調査が必要となる法務局等との日程を事前に調整し、必要となる訪問回数や調査員の確保等に配慮しながら、効率的な調査を実施する必要がある。

このため、法務局等の協力を得て、調査実施月の前月までに調査対象期間に係

る調査計画を作成し、計画的な調査を実施するとともに、管内における調査完了に必要な総所要日数を勘案した効率的な計画を策定すること。

なお、当該調査計画は、本調査の進捗状況を踏まえ適宜見直すことにより、対象となる調査が全て完了できるよう留意すること。

② 調査員等の役割分担

本調査の実施に当たっては、上記（２）、（３）については調査員が主に担当する業務とし、上記（４）については帯同する労働局職員等が担当する業務とする。

なお、事務補助員が帯同する場合の業務については、調査員に準じて取扱うとともに、調査を実施する法務局等の状況に応じて、適宜、効率的な調査が実施できるよう、その役割分担について検討を行うこと。

③ 調査員に係る「勤務地等指定簿」の作成

本調査の実施に係る調査員の派遣に当たっては、別添３「勤務地等指定簿」を作成し、各調査員に係る派遣日時、法務局等名、勤務従事時間、現任者確認等を記載し管理すること。また、現任者確認欄については、帯同職員が調査員の各法務局等への訪問状況を確認し、押印すること。

（７）調査実施に係る留意事項

① 本調査を実施するに当たり、確認を行う「死亡届」の記載事項については、秘匿性の高い個人情報であること等から、以下の事項について特に留意すること。

ア 死亡届の記載事項を転記した調査票の散逸の防止

調査実施の際、死亡届の記載事項を転記する調査票については、労働局職員等が常にその所在が確認できる状況下で管理するとともに、最後に労働局職員等が取りまとめて持ち帰ること。

なお、その際には、調査票の紛失等が発生しないよう特に留意すること。

イ 保管、管理の徹底、調査員による当該情報の流出、漏えいの防止の徹底

収集した調査票については、当該情報の流出等を防ぐため、施錠できる保管場所において、労災補償課長が自ら保管、管理すること。

なお、モバイルパソコンを持ち込むことにより、電子記録を行った場合についても、情報流出等が発生しないよう、具体的な作業実施時を除いて、労災補償課長のみが保管、管理することとし、他の職員等が保有しないこと。また、保管方法については、上記紙媒体での保管に準じてその管理を徹底すること。

② 調査員に対する指導の徹底

ア 情報流失、漏えい防止の徹底

調査の実施に当たって、本調査に携わる調査員に対して、調査実施方法等の

説明、研修を行う機会を捉え、当該情報の重要性等について十分な説明を行うとともに、当該情報を勝手に持ち出したり、携帯等に記録するなどして情報の流出や漏えいが発生しないよう特に指導徹底をすること。

イ 法務局等の事務室内での接遇

法務局等の事務室内での調査の実施に当たっては、事務室内での飲食等、禁止事項や留意事項について予め法務局等とよく調整し把握した上で、事前に調査員に対して指導徹底を図るとともに、法務局等が行う業務に支障が出ないよう特に配慮すること。

(8) 調査結果のとりまとめ

① 調査結果のとりまとめ

上記により収集した調査票については、別添2「中皮腫死亡者一覧表」の様式によりとりまとめること。

② 本省報告

上記①によりとりまとめた一覧表が完成した時点で直ちに報告することとし、遅くとも平成23年12月28日(水)までに本省労働基準局労災補償部補償課業務係まで報告すること。

4 収集した中皮腫死亡者に係る周知等の実施

(1) 上記3の(8)により収集した情報について、本省補償課において既に労災保険給付等の決定を受けているか否かを確認の上、中皮腫死亡者に係る遺族等に対して、労災補償制度等に係る周知文、リーフレットを直接送付することにより、制度周知及び請求勧奨を実施する。

(2) 上記(1)の周知は、本調査が完了した局の報告に基づき順次実施することとし、周知の始期を平成23年11月を目途としていることに留意すること。

(3) 当該周知等により、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の申請があった場合については、「石綿による疾病に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求に至る契機の把握について」(平成21年4月24日付け補償課長事務連絡)により、請求の契機等を適切に把握するとともに、当該事務連絡に基づく漏れのない本省報告の徹底を図ること。



死亡届(記載例)

死亡届

平成21年1月9日届出

東京都千代田区 長 殿

受理 平成 年 月 日 発送 平成 年 月 日
第 号
送付 平成 年 月 日 第 号
告知調査 戸籍記載 記載調査 調査票 届票 住民票 追加

(1) (ふみかた) ん V ち ち
(2) 氏名 民事 一郎
(3) 生年月日 昭和23年12月14日
(4) 死亡したとき 平成21年1月9日 午前 午後
(5) 死亡したところ 東京都港区虎ノ門1丁目1番地1号
(6) 住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番地1号
(7) 本籍 東京都千代田区丸の内1丁目1番地
(8) 死亡した人の夫または妻 いる(満60歳)
(9) 死亡したときの世帯のおもな仕事と
(10) 死亡した人の職業・産業
その他
届出
人

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。
届書は、一通でさしつかえありません。
「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
内縁のものはふくまれません。
□には、あてはまるものに○のようにしをつけてください。
死亡者について書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

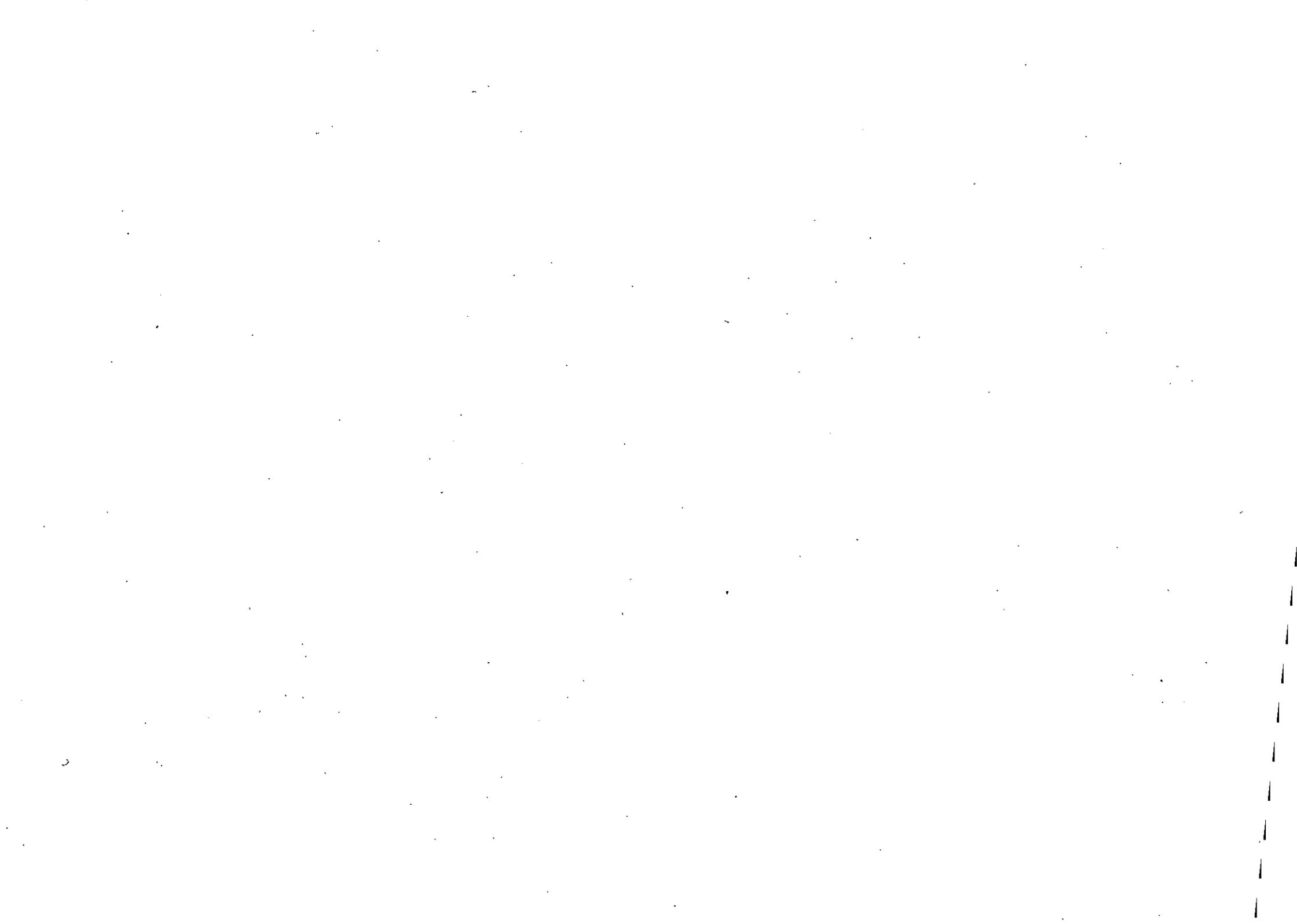
死亡診断書(死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、後が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かみ等で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名 民事一郎
生年月日 昭和23年12月14日
死亡したとき 平成21年1月9日 午後 4時10分
死亡したところ 東京都港区虎ノ門1丁目1番地1号
死亡の原因 脳出血
動脈硬化症
死因の種類 1病死及び自然死
2交通事故
3転倒・転落
4溺水
5墮落
6火災及び火傷による傷害
7不詳の死
12不詳の死
外国死の追加事項
1住居
2工場及び建設現場
3道路
4その他
出生時体重 3700g
出生年月日 昭和23年12月14日
出生地 東京都港区白金台1丁目3番6号

一 生年月日が不詳の場合は、法定年齢をカッコを付して書いてください。
一 歳の12は「午前0時」、歳の129は「午後0時」と書いてください。
一 「老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別養老老人ホーム、有料老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。
一 病名等は、日本語で書いてください。
一 病名等については、病名(病名)、原因(例：動脈硬化)、部位(例：左心室)、程度(例：重症)等もできるだけ書いてください。
一 経路中の死亡の場合は「経路不明」とし、経路中の死亡の場合は「経路不明」として記載してください。
一 経路4.2日本国の死亡の場合は「経路不明」として記載してください。
一 1及び2欄に記入した手続について、形式又はその内容と関連のある所見等を添えてください。場合によっては関係する検体についてもカッコを付して添えてください。
一 2交通事故は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡の状況を書きます。
一 5火災及び火傷による傷害は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。
一 「1住居」とは、住宅、高等をいいます。老人ホーム等の居住施設は含まれません。
一 傷害がどういった原因で起こったかを具体的に書いてください。
一 経路記載は、最終月経、基礎体温、尿検査(陽性)と、尿検査(陰性)とを添えて添えてください。
一 母子健康手帳等を添えて添えてください。



死亡届(記載例)

死亡届

平成21年1月9日届出

東京都千代田区長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	民印					
世帯調査	戸籍記載	記録調査	調査票	財産	住民票	通知

(1) (よみかた)	みん じょう ー ちやう ー ちやう
(2) 氏名	民事 一郎
(3) 生年月日	昭和23年12月14日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
(4) 死亡したとき	平成21年1月9日 <input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 4時10分
(5) 死亡したところ	東京都港区虎ノ門1丁目1番地 番地番 1号
(6) 住所	東京都千代田区霞が関1丁目1番地 番地番 1号
(7) 本籍	東京都千代田区丸の内1丁目1番地 番地番
(8) 死亡した人の夫または妻	<input checked="" type="checkbox"/> いる(満60歳) <input type="checkbox"/> いない(□未婚 □死別 □離別)
(9) 死亡したときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(富公庁を除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯
(10) 死亡した人の職業・産業	職業 産業
その他	
届出	住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番地 番地番 1号
人	本籍 東京都千代田区丸の内1丁目1番地 番地番 民事太郎 署名 民事太郎 印昭和51年12月28日生
事件簿番号	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものとはふくまれません。

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

死亡診断書(死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かぎらず、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	民事 一郎	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	明治 23年12月14日 大正 平成 23年12月14日 (平成は14日未満は記入してください) 午前・午後 時 分
死亡したとき	平成 21年1月9日	時刻	午後 4時10分	死亡したところ	東京都港区虎ノ門1丁目1番地 7号
死亡したところ及びその種類	死亡したところ	東京都港区虎ノ門1丁目1番地 7号	種類	〇〇〇〇病院	
死亡の原因	直接死因	脳出血	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間	10日間	
	1) 原因	動脈硬化症		40月	
	2) 原因				
	3) 原因				
	4) 原因				
手続	1無 2有	手続年月日	平成 年 月 日		
解剖	1無 2有	手続年月日	昭和 年 月 日		
死因の分類	1病死及び自死 2 不慮の外因死 (2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5墮、火災及び火傷による傷害) 3 その他の外因死 (9自死 10他死 11その他及び不詳の外因)	12不詳の死			
外国死の届出事項	発生が発生したとき	平成 昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	発生が発生したところ	市 区 町 村	
手続及び状況	1住居 2工場及び建設現場 3道路 4その他 () 5				
出生時体重	グラム	単胎・多胎の別	1単胎 2多胎 (子中第 子)	経産回数	例 産 産
生後1年未満で死亡した場合の追加事項	性別・年齢(月日)別出生時体重又は身長	母の生年月日	昭和 年 月 日	胎前までの経産の経緯	出生死 人胎 死産死 胎 (経産回2.2産以後に胎死)
その他特に付言すべきことがら					
上記のとおり診断(検案)する	診断(検案)年月日	平成 年 月 日	検案(検案)年月日	平成 年 月 日	
(署名) 医師	東京都港区白金台1丁目3	法 菟 康	6		

記入の注意

一生懸命日本死因統計の調査は、死亡診断書(死体検案書)を提出して書いてください。

死亡したとき(午前・午後)は、時刻は「午後」と書いてください。

「老人ホーム」は、養老ホーム、特別養老ホーム、介護老人ホーム、特別養老ホーム及び有料老人ホームをいいます。

病名等は、日本語で書いてください。

1) 病名は、各病名について病名(病名)、病名(病名)、病名(病名)、病名(病名)の順に記述してください。

2) 病名(病名)は、病名(病名)の順に記述してください。

3) 病名(病名)は、病名(病名)の順に記述してください。

経産中の死亡の場合は「経産中」として、また分娩中の死亡の場合は「経産中」として記述してください。

発生する日本死の死亡の死亡は「経産中」として記述してください。

1) 届出及び届出に際しては手続について、検案又はその診断書と関係のある所見等を記入してください。紹介状や依頼による情報についてもカギを付けて書いてください。

2) 交通事故は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡に該当する場合は「交通事故」による死亡として記述してください。

3) 火災及び火傷による死亡は、火災による一酸化炭素中毒、熱傷も含みます。

1) 住居とは、住宅、農家をいいます。老人ホーム等の居住施設は含まれません。

1) 産後1年未満で死亡した場合は、産後1年未満で死亡したことを示すために「出生死」として記述してください。

2) 経産回数とは、最終月経、正産後、胎動消失等により確定した産後1年未満に出生した胎児の数をいいます。



(別添1)

中皮腫死亡者に係る調査票

【管轄】

①労働局名	
②法務局等名	

【死亡者情報】

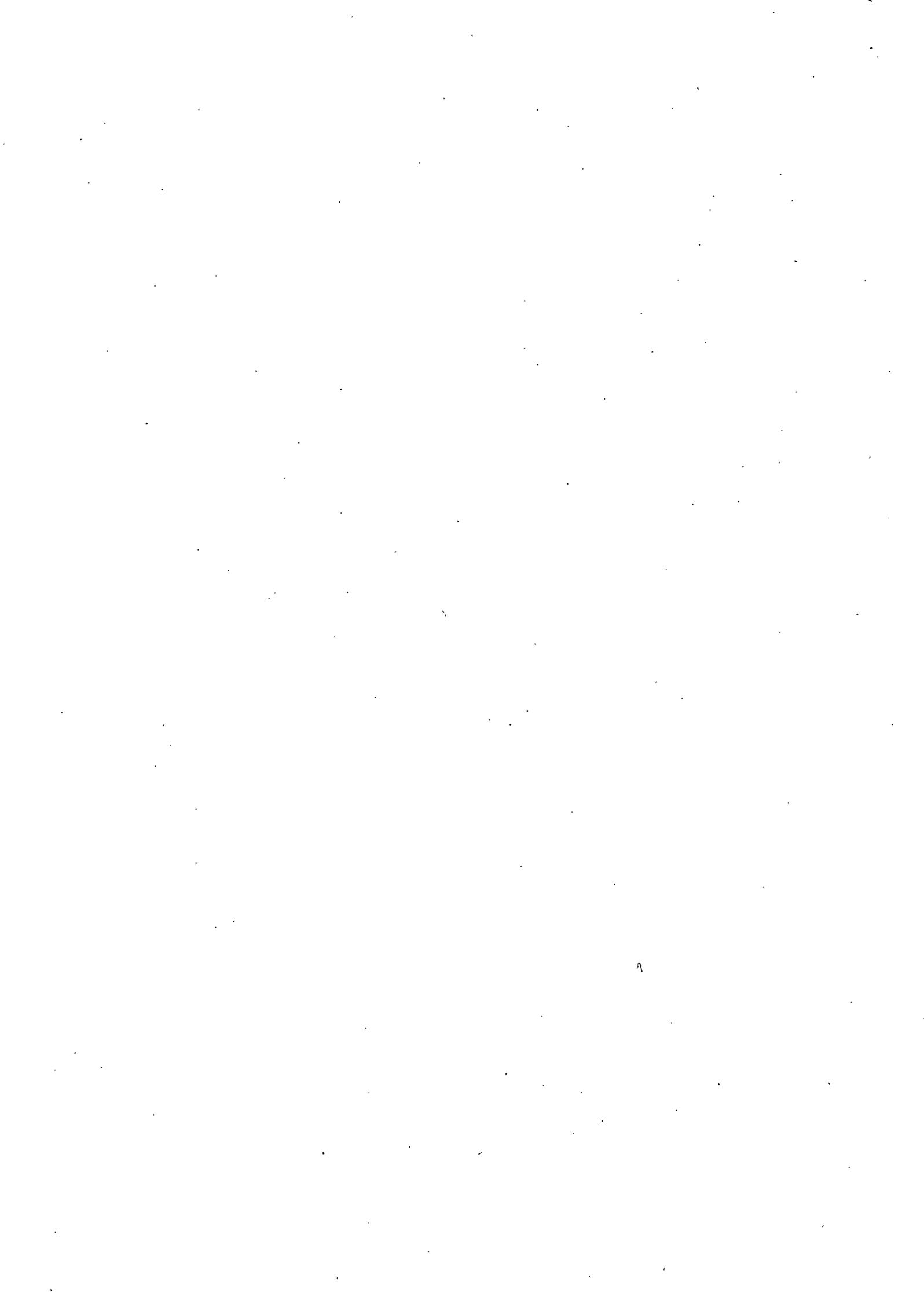
(よみかた)	
③死亡者氏名	
④生年月日	
⑤死亡日	
⑥住所	

【届出人情報】

⑦届出人氏名	
⑧住所	
⑨本籍	
⑩死亡者との関係	同居の親族 ・ 非同居の親族 ・ 同居者

【死亡診断書情報】

⑪死亡の原因	直接死因:
	間接死因:
⑫直接死因に関係しないが、死因となった傷病の経過に影響を及ぼした傷病名	
死亡診断書を作成した医療機関及び医師名(⑫に該当がある場合のみ記載)	







中皮腫死亡者に係る調査実施フロー

調査実施日前

- 調査実施に係る法務局等との日程調整
- 調査員の日程調整、当日派遣する調査員の確保
- 調査票等の印刷、関係書類の作成等の準備作業
(調査により収集した情報の一覧表へのとりまとめ作業、既決定か否かの確認作業)

調査日当日

- 調査対象書類の把握(書類の保管場所、対象年度に該当する文書の選定等)
- 対象となる死亡届の確認
調査対象となる死亡届か否かを判断するため、以下の要件について確認
 - ① 死亡原因欄に中皮腫と記載されているか
 - ② 届出人が同居の親族等に該当するか
- 上記①、②を満たす死亡届について、調査票に以下の事項を記載
 - ア 法務局等名
 - イ 死亡者情報(氏名、生年月日、死亡時の住所等)
 - ウ 届出人情報(氏名、住所、死亡者との関係等)
 - エ 死亡診断書情報(直接死因、間接死因、作成した医療機関、医師名等)
- 調査票に記載した事項について、誤りがないか最終的な確認

調査終了後

- 調査により収集した情報の一覧表へのとりまとめ作業、既決定か否かの確認作業
- 次回調査の実施に向けた、法務局との日程調整、調査員の日程の調整等

